

# 国有林における労働組織の形成と展開(三)

——東北・秋田国有林を中心に——

奥地正

## 目次

- 第二章 国有林経営の展開と労働組織の確立
  - 第一節 官行斫伐事業の展開と伐出労働組織の確立(第二十三卷第五・六号)
  - 第二節 造林事業の展開と森林労働保護組合の形成(以下本号)
    - (1) 地元施設制度の拡充——地主的労働力政策の登場
    - (2) 秋田大林区署管内における労働力政策の実施過程
      - 1 委託林実施の指導方針
      - 2 前提——部落組合の組織化
      - 3 委託林制度の実施過程
    - (3) 造林事業の実行形態と造林労働力
    - (4) 森林労働保護組合の変貌

## 第二章 国有林経営の展開と労働組織の確立

### 第二節 造林事業の展開と森林労働保護組合の形成

#### (1) 地元施設制度の拡充——地主的労働力政策の登場

国有林の特別経営事業は明治末から第一次大戦期にかけて造林事業の最盛期を経過し、戦後の一九二一年に完了した。同事業期（一八九九—一九二一年）を通じて国有林経営は、無立木地への植林三〇万haを含めて五八万ha（二一年の内地国有林・総林野面積四二五・六万haの一四％）にのぼる造林を達成し、こうして戦後の国有林経営は新たに拡大された経営基盤を基礎として、より積極的な森林の保続的生産を開始すべき時点に立っていた。

しかし、この時期国有林経営は、日本資本主義が全般的危機の時代に入り、米騒動につづいて労働争議・小作争議が激発し、半封建的地主制、さらには確立してきた独占資本の支配体制が動揺する中で、さまざまな問題に直面していた。国有林経営が何よりもまず直面したのは、明治末期から大正初期にかけて度重なる恐慌と凶作の中で疲弊を重ね、さらに大戦の渦中で極度の経済的窮乏におちいていた地元農山村の状況であった。わけても東北では、一九〇二年、〇五年、一三年の凶作で米作減収率は二割から八割以上におよんで（第六表）その極度の疲弊は慢性化し、第一次大戦に入っても「我産業界、経済界ハ……非常ナル活氣ヲ呈シタリ然レトモ……農村ノ状況ヲ顧ミレハ如何農業林業ニ於テハ夫ノ生糸ノ如キ特種ノモノヲ除ケハ……戦乱ノ好影響ヲ受クルコト極メテ少ク……加之農家ノ主要産物タル米穀ノ価格ハ生産過剰ノ為頓ニ暴落シ……一般物価ノ騰貴ニ伴ヒ農家ノ支出

国有林における労働組織の形成と展開（三）（奥地）

第6表 明治末から大正初期の東北  
6県の減収率（％）

		明治35年	明治38年	大正2年
宮城	県	50.2	87.6	38.4
福島	県	42.1	76.3	42.0
岩手	県	59.1	66.2	34.0
青森	県	52.3	27.0	79.2
山形	県	24.4	27.0	11.6
秋田	県	19.0	20.8	29.9

(1) 『国有林野解放運動と国有林野の地元対策』（林野庁・1966年）29頁より。

(2) 原注：『日本農業発達史（第七巻）』（農業発達史調査会・1955年）383, 384, 386頁より作成

$$\text{減収率} = 1 - \frac{\text{当年度収量}}{\text{平年の収量}}$$

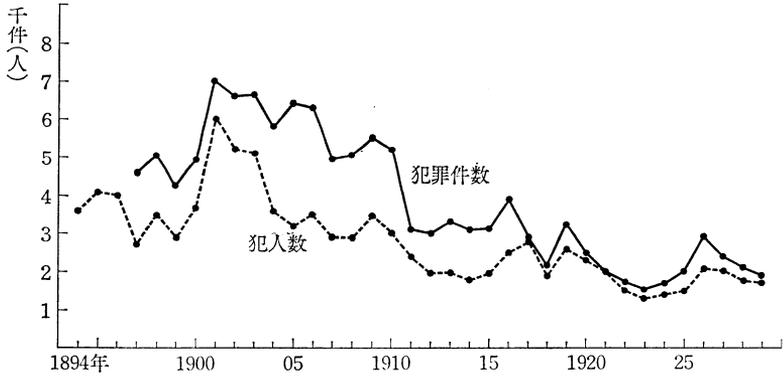
生計費ノ増加シタルモノアルカ為農村ニ於テハ寧ろ戦乱ノ為悪影響ヲ受ケ現ニ甚タ不振ノ状態<sup>(1)</sup>にあつた。

国有林の特別経営事業は、まさにこのような状況の中で大きく展開されたのであるが、それが直接地元農山村におよぼした影響は何よりもまず農民の入会利用排除の一層の拡大・広範化であり、植林と保育の進展、防火線の設定、用材林の拡大等によって農民の採草・採柴・放牧は一層広範に一層きびしく排除され、薪炭材の払下げは抑えられ、その価格はひき上げられていった。当然、これに対して農民は、ときれることなく抵抗しつづけた。国有林野の保護・管理と取締りの強化

にともなつて、「森林窃盗」を中心とする犯罪件数こそ大正期に入って減少したが、それでも年間三、〇〇〇件ののぼっており（第二図）——この間、秋田管内では一九一五年の七〇七件まで増加しつづけている——、他方で農民は東北地方を中心に全国各地で、下戻訴訟を継続すると共に、造林反対や採草・放牧・開墾適地の貸付、産物払下げの嘆願、さらには山火消防・造林事業「出役」への非協力等、旧来の入会利用をめぐるさまざまな抵抗を展開した。

こうして明治末期から大正初期にかけて、東北農山村の窮乏が大きな社会問題となり、またその中で東北地方を中心に国有林野解放の要求が新たな高揚を示すのであるが、かの「東北振興会」(当時の財界巨頭を網羅して一九一三年に結成)が組織されたのも、当時の右のような情況下に他ならない。同会はその「調査報告」の「結論」の

第2図 国有林野犯罪件数の推移



(1) 『山林彙報』(1931年, 第1号)より。

第1項目で「土地分配の不均衡(国有地の過大)是正のため国有地  
 ・御料地の貸付・売払の便をはかる」ことを提言し、農業経営の  
 改良、蚕糸業の奨励、畜産業の奨励(家畜小作の奨励、国有または  
 御料の放牧適地貸下げ)、林業の奨励(植林・公有林野整理統一の奨励)、  
 産業組合の奨励等を掲げているが、こうした問題の根底には「明  
 治末年において、国有森林全体の二七・三パーセント、国有原野  
 全体の四八・七パーセントが東北六県に所在し、他方東北地方総  
 林野面積の五六・七パーセントまでが国有によって占められ」て  
 いた国家的土地所有の「偏在」問題が伏在していたことは、多言  
 するまでもないであろう。

さて、第一次大戦直後、特別経営事業の末期に際して国有林経  
 営当局が当時の状況をふまえて打ちだしたのは、従来の国有林野  
 地元施設制度に対する一定の拡充方針であった。政府は従来、一  
 八九九年(国有林野法・国有土地森林原野下戻法制定)以降も、国有  
 林野の下戻し、不要存置処分、部分林、採草・放牧・開墾適地等  
 の貸地、薪炭材の慣行特売等を行ってきたが、この時期政府が  
 新たに打ちだしたのは、一方で国有林野上の入会権を全面的に否

認しつつ(一九一五年三月十六日の大審院判決)<sup>(3)</sup>、他方では従来の地元施設制度を拡充する中で、従来有名無実に近い存在であった委託林制度を拡充実施するという方針であった。この委託林制度はこの時期以降、放牧地等の貸地、薪炭材の払下げ等と共に、とくに東北地方に関係深いものとして展開されるが、こうした地元対策のねらいとするところは、一方では農業危機顕在化の一環として東北地方を中心に盛り上がってきた国有林野解放運動に對して一定の対応措置をとり、それによって明治期を通じて基本的に確立された国家的土地所有と森林の保護管理制度の基礎を安泰ならしめると共に、他方では全般的危機の下、特別経営事業終了後のきびしい経営環境の中で、日本独占資本主義のための木材の保続的生産を一層「合理的」に推進すべく、その経営的諸条件を整備することに<sup>(4)</sup>おかれていたといつてよい。

一九二〇年の「委託林設定ノ方針」は、その国有林経営上の意義をつぎのように、すなわち「其ノ後下戻及整理処分ノ進捗ト共ニ残存スル存置林野ニ関スル各種事業ノ擴張、利用方法ノ進度等ニ伴ヒ官民共同ヲ以テ周到ナル保護ニ努ムルノ要アル林野漸次増加シタル地元民ノ林野ニ対スル従来ノ關係等ニ鑑ミ其ノ生活上相当便益ヲ与フル等国有林ノ管理経営上特策ヲ認メラルル場合モ尠カラサル」(大正九年十二月十五日・林第三五八四号、山林局長から大林区署長への「内牒」)<sup>(4)</sup>としてるように、新たな地元施設制度の積極的な拡充策を、国有林事業推進のための本格的な地元農民対策<sup>(4)</sup>労働力対策として実施していくねらいをもっていた。

「委託林設定ノ方針」は、「該当スル林野」、「設定ノ区域」、「譲与スヘキ産物」、「受託者ノ義務」等、九項目の規定からなっていたが、ここで新たな意義をもつて登場した規定はつぎの三点であった。その第一は、「委託林設定ニ附帯シテ委託林以外ノ国有林ノ火災ノ予防其他ノ保護ニ注意スルコト、官行事業ノ人夫出役ニ応スルコ

ト等ヲ約束セシムルヲ妨ケス」(圈点——筆者)であり、第二は委託林に「該当スル林野」が「国有林野多ク公私有林野少キ地方ニ於テ従来国有林野ニ林産物ヲ仰ク慣行ナリシ地元ノ林野ニシテ地元ト密接ノ関係ヲ有スルモノ」だけでなく、「前号ノ外国有林野ノ保護上特ニ必要ナルモノ」にも積極的に拡大されたことである。そして第三は、委託林設定の範囲が、従来の国有林野法および国有林野委託規則における「市町村又ハ市町村内ノ一部」という規定よりも明確化され、「受託者タル市町村ノ一部トハ部落又ハ之レニ準スヘキモノトス」と規定されたことである。

これら規定の意味するところの第一は、特別経営事業による一定の成果の上に立って「国がいつそう大規模かつ積極的に造林経営にのりだすにあたって、火災の予防、盗伐防止といった農民の消極的協力をもとめるにとどまらず、……造林労働にたいする農民の無償ないし低賃金の地元労働力の提供という積極的協力をねらいとするものにほかならな<sup>(5)</sup>」かった。そして、このような低賃金労働力の創出・組織化政策を、より広範な、国有林経営が必要とするすべての地域において、従来の森林保護組合、薪炭材私下組合や新たに創出されるべき委託林関係組合など諸々の部落組合の拡充・強化を通じて、つまり旧来の部落秩序と共同体的規制の再編成を楨杆として強力に推進しようとする<sup>(6)</sup>こと、ここに第二、第三の規定の意義があったというべきであらう。

委託林制度を基軸とする国有林経営の地元施設の拡充策は、従来の国有林経営と地元農民との産物私下げをめぐる「恩恵と義務」の關係に、新たに官行事業への「出役」義務を加え、国有林の地元施設のための組織すなわち部落組合を、従来のようにたんに国有林野の消極的な保護・管理のための末端組織としてだけでなく、新たな造林事業遂行のための積極的な労働力調達組織として再編・拡充しようとするものであったが、この時期このよ

うな地主的労働力政策が登場してきた直接的な契機としては、国有林の経営的観点からするかぎり、つぎの三点であったといつてよい。その第一は、大戦末期から激増しつつあった労働争議、小作争議等の山村への、国有林労働者への直接的な波及のおそれであろう。「近時社会問題、労働問題が日に月に喧しくなりつゝある……誰が見ても相当の行動であるならばまだしもであるが現在世間に起りつゝある労働問題は極めて悪化せられつゝある傾向が見へる労働を貴ぶべき林区界に取りて其使役者中万一之れに感染するが如き事ありては洵に由々しき一大事<sup>(6)</sup>」であった。第二は、大戦中から目立ってきた山村農民の都市流出等による国有林労働力の不足化問題であり、「職工人夫の需要激増し地方農民の此等方面に集中せられ近時地方農民の都会集中の傾向昨年秋期より一層甚しくなりし結果並今春以降米価騰貴の爲め農民一層農事周約に行はるゝに至りし結果我林業経営上労働者の不足を来し多大の影響を蒙るに至<sup>(7)</sup>」ったことである。そして第三は、特別経営事業の終期に際して、国有林事業経費の大部分を占める労賃のいちじるしい騰貴が、一つの経営問題となりつつあったことである。「戦後ニ於ケル財界各種ノ事業勃興ノ秋ニ遭遇シ、其ノ影響ハ吾カ林業界ニ於ケル諸般ノ業務ニ波及シテ……殊ニ職員ノ動揺労働者ノ払底、賃金ノ昂騰、物価ノ変動等ハ其ノ極度ニ達シタルニ拘ラズ、諸般ノ経費ハ之ニ伴ハズ然カモ事業ハ之ガタメニ縮少ヲ許サズ<sup>(8)</sup>」、また、「造林事業予算は従来物価騰貴労銀昂上の爲め少なからざる影響を被るに至り大正七年度以降年々多少の増額を得て実行し来りたるも其の増額は物価労銀の騰貴に比し寡少なりし爲め漸次繰延事業の量を増加し来り……此儘推移せんか年々繰延事業量を増加し遂には森林経営の基礎たる植伐の均衡は破壊せられ既植地又救ふべからざるの状態に陥るや明かな<sup>(9)</sup>」状態に直面していたのである。

こうして第一次大戦末期、国有林特別経営事業の終期から明確化する地元施設制度の拡充策——地主的労働力

政策は、まず第一に日本資本主義の全般的危機の開始の下、明治末からの国有林野解放運動の新たな高揚、さらには大戦末期からの米騒動を画期とする半封建的地主制の危機<sup>(10)</sup>の開始に対する一対策として登場し、第二に国家的土地所有および国有林の末端経営・管理機構の最終的な安定化と、特別経営事業終了後のきびしい経営環境に対応した新たな低賃金労働力の調達・組織化とをねらいとして、以降実施されていくのである。

## (2) 秋田大林区署管内における労働力政策の実施過程

### 1 委託林実施の指導方針

委託林制度の拡充実施を基軸とする国有林野地元対策の転回、すなわち新たな地主的労働力政策の実施は、当然のことながら全国大林区（青森・秋田・東京・大阪・高知・熊本・鹿児島）の中でも東北地方（秋田・青森大林区、府県では秋田・山形、および青森・岩手・宮城の五県）を中心に、第一次大戦末期から昭和初期頭にかけて展開された。

この政策の実施過程は国有林野地元山村では、慣行特売を主軸とする従来の地元部落秩序、あるいは部落組合を造林事業「出役」組織へと編成、あるいは再編成する過程として、さらには、これらを基盤としつつ新たな委託林関係組合、すなわち国有林野産物の「譲与」<sup>11</sup>造林事業「出役」組織としての新たな部落組合を創設する過程として展開されたが、それではこれは具体的にどのような方針で、どのようにして推進されたのか、この点を秋田管内について、まずその「指導方針」からみてみよう。

当時の岡田秋田大林区署長は一九二四年九月、部落組合の郡連合会総会（最上郡山林組合連合会第三回総会）の席上で、委託林の意義を説明してつぎのように講演している。

国有林における労働組織の形成と展開（二）（奥地）

まず、「委託林の目的たる眼目は公私有林が濫伐濫採の結果町村部落に於て日常の燃料たる薪炭材に窮乏を来し生活上一大脅威を蒙りつつある地方に対し国有林野の一部を割愛して国民生活の苦痛を救済せんとする主旨に出たのであります。又全国に於ても何れの地方より設定するかと云ふことになつたのであります。先以て東北地方に設定し漸次関西地方に及ぼす様に決定したのであります。之は東北地方は青森大林区署管内でも秋田大林区署管内でも国有林野の面積は非常に多いが其割合に一般民有林が少ないために町村部落民が公私有林野より自家用燃料を獲ること充分ならざるに起因して居るのであります。」

そこで、「委託林設定の結果として国有林野の産物を無償で譲与することになります。但し、一体国家の財産は原則として有償即ち物の対照物たる代価を取らねばならぬのであります。但し、委託林に限り国有林野産物の一部を無償にて部落に与へると云ふ事は畢竟薪炭材に窮乏して日常生活を脅かされつゝある場合に其一部なりとも補給して之を救済せんとする国家の大なる同情による恩恵であり、国家仁政の一部であると私は信ずるのであります。」

しかるに、「義務の方面は委託林規則第四条による火災の予防及消防、盗伐誤伐、冒認、侵襲其他の加害行為の予防及防止、境界標其他標識の保存、稚樹の保育等であります。尚此外に保護区域を定めまして以上の如き保護を為すと共に相当賃金を支払ふて造林地の手入、刈払に出役して貰ふ様なことでもあります。故に町村部落が金を出すことの義務は只監守人を置くことで此外には積極的に金を負担すべき義務は少しもないのであります。」<sup>(11)</sup>(圈点は筆者、以下同様)

委託林制度についての右のような一般の方針に立ちつつ同大林区署長は、造林労働力としての「出役」の問題については、一九二一年五月、管内森林労働・保護組合の組合長を前にして(秋田大林区管内森林労働・保護組合長表彰式の席上)、つぎのように「説示」している。すなわち、「森林事業」の発展がいかに多くの労働力を要するようになったかを例示した後――

「故に労力の供給が潤沢で円満に行はれ而かも低廉にして能率の昇る練達の労働者を得ると否とは斯業の遂行上極めて重要な関係を有することが明瞭することであるから、将来は如何にしても善良なる労働者を得る事に努力せなければならぬ訳である、此関係からしても森林行政の本体は地元部落の諒解の下に仕事せねばならぬ事は明瞭なる事実である。」とこゝで、「近年各種の労働賃金は非常に高騰したが、之れが為めに事業に一大障碍を来した、併し財政多難の折柄予算の配付を得られないが事業は完全なる成功を期せねばならぬ、其結果地方民の公徳心に訴へ組合等にも無理な御願をせねばならぬ事ともなり、犠牲になつて貰はねばならぬ事もあり」云々。(12)

しかるに、「近時社会問題、労働問題が日に月に喧しくなりつゝある傾向である之れは多数の労働者を使役しつゝある林区署に於ても大に考慮を要すべきことと思ふ幸にも当署管内に在りては其労働者の性質上未だ憂ふべきものがない様に見えけるゝも将来之れに対し頭を悩まねばならぬ事が起らぬとも限らない誰が見ても相当の行動であるならばまだしもであるが現在世間に起りつゝある労働問題は極めて悪化せられつゝある傾向が見ゆる労働を貴ぶべき林区界に取りて其使役者中万一之れに感染するが如き事ありては洵に由々しき一大事である幸にも当署管内は一般に民情諄朴にして到る処労働組合(つまり各種の新しい部落組合——筆者注)の設立もあり凡べて林区署の仕事に対しては好感を有つて居る情勢故左迄憂ふべき程の事もないが併し処に依りては油断の出来ぬものもある様に思ふ殊に彼の悪傾向にして一旦感染するに至らば其の勢猛烈にして到底之れが伝播を防ぐことは六かしい故に労働者使役に就ては周密なる考慮を廻らし労働時間とか又は労働節減と云ふ様な事柄に対しても充分気を留めて貰ひたい、それから労働者を使役するに当り労働者の頭に造林は国民的の大事な業務であることを篤くと諒解せしめられたい」(13)

かくして、さきの森林労働・保護組合長に対する「説示」は続けられ、「国家奉仕の觀念」におよんでいく。

「茲に諸君に考慮一番を望むは諸君而かも多数組合員の努力は決して役所のみ利益の為めでないことである。即ち林政の挙否は国家の消長に大なる関係を有する事で其利益を挙げれば限りもないが国富の増進は聽て国民の利益なることは申す

までもないことである、……地方部落の直接の収入で無いと雖も国家の富を増すは国民の富む事である、……地方の民衆が覚醒したる国家奉仕の観念を以て斯業に従事せらるゝと否とは忽ち財政の前途に影響する次第である、此の仕事に従事する組合員各自の労力は其個人の一生を通しては一挙手一投足の勞であつて過重の負担では無い、斯かる労力の結果が集積して偉大なる又有力なる国家の財源となり、自他生存の安寧を保つ事が出来ると云ふに至ては發奮自覚せざらんとするも得ない事である、況んや是れが為め一面に於て直接各人の利益となり生活上の保障となり、薪炭等日用品の供給を無限に仰くこととなる訳である、如斯觀じ来れば国有林の事業に携はることは必ずしも他人の為めのみにあらずして全く自他生存の必要上欠くべからざるものであつて、悠久に其關係が絶えないものであると謂へる。」

「又国家としても是れが経営に付ては一般民生の為に幾多の犠牲を払ふて居る、要言せば施業計画に於て国家の利益の観念を没却して地方民の為に其利益を計る事が多い、即ち杉、ヒノキの如き針葉樹を植栽することは寧ろ利益であるに關はず、其地元民の為め薪炭材を供給せなければならぬ処は針葉樹を見合はせ薪炭林を造成すると云ふ計画の如きは其一例である、……之れは所謂国家の大なる慈悲心より出づる同情の涙である」と云ふ事が出来るのであります、此等の理義を充分考慮せば何事を措いても国有林の事業に尽すと云ふ觀念が生ずる訳である、……国有林の存続する限り国有林の事業は悠久無限である、従て部落との關係も亦永久不変のものである。」<sup>(14)</sup>

## 2 前提——部落組合の組織化

秋田大林区署管内における新たな地元対策Ⅱ地主的労働力政策は、右のような「指導方針」の下に、全国にさきがけて、また、委託林制度の本格的な実施(一九二三年)に先立って、大戦末期の一九一七—一八年から実施された。いま「森林労働組合」の設立数(大林区署によって把握されているもののみ)の推移をみると、一九一六年以前に設立された組合は六一(うち秋田三一、山形三〇)であつたが、一七年には七組合が、一八年には三七組合が

設立され、大戦直後の一九九年には設立組合数は年間実に一〇四と明治期以来のピークを形成し、翌二〇年にもさらに約五〇組合を新設している（二二年五月現在で組合数は秋田一一三、山形一四七、総数二六〇、組合員数は一万六、一八一名）。

この「森林労働組合」の概況を二〇年初頭でみてみると（第七表）、組合数は二一〇（うち秋田八四、山形一二六）、そのうち「労働ヲ主眼トスルモノ」が八二（組合員数六、〇九二人）、「保護製炭組合等ニ併存スルモノ」が一二八（組合員数六、三四八人）となっており、「労働ヲ主眼トスルモノ」は組合数でもすでに全体の四割にのぼっている。そして、その設立年次を小林区署別にみてみると、「保護製炭組合等ニ併存スルモノ」が一六年以前に設立されたものが多いのに対して、「労働ヲ主眼トスルモノ」は一七年以降に設立されたものが多いことが明らかである。つぎに、組合員の資格をみると、「部落民」とする組合が一七五、「出役可能ノ男子」とするものが二九、「柚夫及加勢夫」とするものが二などであり、「森林労働組合」がほぼ完全に造林労働のための「出役」組合であり、また部落の農家全体を包括するものであることを示している。

国有林の新たな地元対策は、こうしてまず従来の地元施設制度（薪炭材の慣行特売が中心）を楨杆として、従来の地元部落秩序に共同体的林野利用組織、あるいは部落組合（国有林野保護組合）を造林労働組織としての部落組合に広範に編成あるいは再編成していく形で実施されたが、それと共にこれら単位組合を「統轄指導すべき中軸機関」として郡単位の連合会の組織化にも着手していった。この連合会の発会は一九年一二月の山形県北村山郡山林組合連合会（楢岡小林区署管内——三六組合・四、二五九人）を最初とし、二一年一〇月の村山山林保護組合連合会（同県南村山・東村山郡、山形小林区署管内——四三組合・三、五四四人）、二二年九月の最上郡山林組合連合会

第7表 森林労働組合一覽表

（1920年初現在）

小林区署	組合数			組合員数			組合員ノ資格			設立年次							
	労働者主眼	保護等ニ伴フ農林保存	設立進行中	労働者主眼	保護等ニ伴フ農林保存	計	出役可能ノ男子	同男女子	柳夫及加勢	進行中	計	大正以前	大正六〇七	大正八年	進行中	計	
毛早七阿上荷能秋本角生湯酒鶴新舟桶寒	2	—	—	105	—	105	—	—	—	13	15	—	—	2	13	15	
馬日仁阿	6	—	2	90	—	90	—	—	2	4	—	—	—	2	4	4	
内口市合仁場代田荘館内沢田岡庄形岡江	—	—	13	212	—	212	—	—	—	6	6	—	—	—	6	6	
小上	—	—	1	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	1	1	
保	—	—	—	25	1,418	1,418	—	—	—	25	25	20	2	3	25	25	
	3	—	—	8	842	842	—	—	—	8	8	1	5	2	8	8	
	10	—	—	10	243	243	—	—	—	3	3	—	—	—	3	3	
	3	—	—	680	—	680	—	—	—	10	10	—	—	—	10	10	
	3	—	—	173	166	339	—	—	—	6	6	2	7	1	6	6	
	3	—	—	86	86	125	—	—	—	3	3	—	3	—	3	3	
	5	—	—	125	125	125	—	—	—	5	5	—	5	—	5	5	
	14	—	—	708	708	93	—	—	—	14	14	—	—	—	14	14	
	2	—	—	93	—	93	—	—	—	2	2	—	—	—	2	2	
	—	—	—	33	1,339	1,339	—	—	—	33	33	—	2	3	33	33	
	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	2	30	—	—	2	2	
	—	—	—	57	2,428	2,428	—	—	—	57	57	—	—	—	57	57	
	—	—	—	32	3,577	3,577	—	—	—	32	32	—	—	—	32	32	
計	82	128	18	228	6,092	6,348	12,440	175	29	4	2	18	228	61	44	105	
																	228

- (1) 『林業會報』（1920年4月）より。  
 (2) 原注の備考：一、本表ハ大正八年十二月末日現在ノ報告ニ付調査セルモノナリ  
 二、早口所在ノ組合ハ柳夫及加勢ニヨリ成立純然タル労働者ノ組合ナリ  
 三、早口管下以外ノモノハ秋上ノ國有林附近ノ部落ヲ以テ組織シタルモノニシテ一町村ヲ以テ一組合ヲ成シタルモノ無シ  
 (3) 大正8年設立の組合数105の中には、9年初頭設立の組合1（柳岡管管内）を含む。

(秋田県最上郡、新庄・舟形小林区署管内——二二六組合・六、六六九人)とつづいたが、この郡長を会長にいただき、小林区署長を副会長とし、警察署長・首席郡書記・国有林関係各町村長等を顧問とする「統轄指導」機関が具体的に何をめざしたかは、その「優良組合の表彰」内容や、連合会結成の「効果」に関する大林区署長から山林局長への報告内容等に端的に示されている。

いま、その二、三の事例を掲げれば、つぎのとおりである。

三内森林労働組合(秋田小林区署管内・一九一七年一月設立・組合員一二四名)

功績 岩見三内村地方は古来人心險悪にして往年国有林内に於ける盗伐の激甚地なりしも本組合設立以来国有林の保護愛撫に努力したる結果盗伐及野火被害共絶無に至れり又欧州戦乱の影響を受け林業労働者に困難を感じたりしに本組合は組合長の甚大なる斡旋努力に依り出役に応じ円満に事業を遂行するを得たり。

樽石山林保護組合(楯岡小林区署管内・一九一八年一月設立・組合員九五名)

功績 大字樽石国有林は古来盗伐盛に行はれたる結果荒廃其の極に達し(中略)又大正九年地元国有林に野火突発するや組合員を招集して必死消火に従事せし為大事に至らずして消火せしめたり。其の他小林区署実行に係る土木事業に際して賃金騰貴人夫払底の場合に不拘比較的低廉に人夫を供給して事業実行上支障なからしめたり。

鶴巻田山林保護組合(楯岡小林区署管内・一九一九年一月設立・組合員一五二名)

功績 玉野村地方は古来一般に民風荒類し国有林亦到る処盗伐の厄に遭ひ、又村民との意思疎通を欠き国有林の保護経営意の如くならざりし時に当り現組合長は深く之を憂慮して本組合を組織し国有林の経営は地元の将来に重大なる影響を及ぼすに至るべきを力説し併せて積年の弊風打破に努力したる結果民風著しく改善せられ今や国有林を侵す者なきに至れるのみならず林区署事業実行に当りては各其の稼業を差繰りて出役し何等支障なからしめたり。<sup>(16)</sup>

国有林における労働組織の形成と展開(三)(奥地)

秋田大林区署管内保護組合連合会総会概況(一九二三年一月秋田大林区署長より山林局長宛報告)

- 一、組合設立以来山形県内多年の弊風たる盗伐の如き逐年著しく減少するに至りたること
- 二、国有林内無願開墾植樹の如き積年の因襲も殆んど其の跡を断つに至りたること
- 三、近時国有林行政の趣旨を理解したる結果国有林各種事業に対しては自家農繁の季節と雖も其の利害を顧みず各組合相競ふて出役の要求に応じ事業の遂行と経費の節約上大なる効果を齎らしたること
- 四、各組合に於ては組合の事業として木炭改良、造林育成、中林作業等各種の品評会を開催し以て地方産業の助長に貢献したること<sup>(17)</sup>

こうして秋田管内で三〇〇をはるかにこえて組織された新たな部落組合、すなわち森林労働保護組合の性格は、まず第一に旧来の入会慣行にもとづく既存の薪炭材慣行特売制度を主要な楨杆として、国有林経営当局によって上から組織されたものであり、第二には盗伐や無願開墾・慢植、火災の防止のような消極的な保護義務を厳守することは勿論、それと共に造林事業をはじめとする各種の事業に、国有林経営の必要に応じて積極的に「出役」する「義務」を負うものであった。そして第三には、国有林野産物払下げという在来の「恩恵」を楨杆に新たに強化された「義務」を、郡役所・小林区署・警察署・町村役場の監視の下に組合の組織を通じて、つまりは部落(ないし大字)の共同体的秩序Ⅱ共同体的規制の上からの再編・強化を通じて、全部落農民に貫徹させようとするところにその特徴があったといつてよい。このことは、つぎに掲げる「組合同約」(抜粋)によつても明白なところであろう。

\* ちなみに、部落組合の名称はきわめて多様である。いま二一年の「組合長表彰人名簿」(『山林彙報』一九二一年七月)によつただけでも、つぎのものが掲げられる。森林労働保護組合・労働組合・国有林保護労働組合・労働団・森林労働団

・森林労働組合・保護労働組合・造林労働組合・国有林野保護組合・国有保安林保護組合・愛林組合・山林保護組合・造林組合。これに長野（例えば国有造林団体）、九州（国有林保護組合）など他地域のものを加えれば、枚挙にいとまがあるまい。われわれは、この時期秋田管内をはじめとして新たに形成された部落組合を、その実体にふさわしく森林労働保護組合と総称しておく。

山林保護組合規約（村山山林保護組合連合会加盟）<sup>(18)</sup> —— 抜粹 ——

第三条 本組合の目的とする処左の如し

一、山林の保護造成 二、山道の補修 三、造林の奨励 四、水源の涵養 五、国有林事業の受託 六、林産物払下並採取に関する件

第四条 本組合は 村大字 に於て現に二戸を構へ且つ本組合規約に賛同するものを以て組織す

第八条 役員総て名誉職とす但し役員会決議に依りて手当又は実費を給与することを得

第九条 本組合員の義務並実行事項左の如し

一、組合員は盗伐及無願開墾並植樹其の他の不法行為を為さざるは勿論其家族使用人に対しても責任を以て監督すること  
二、組合員は前項の不法行為あるを発見又は聞知したるときは直に組合長又は其他の役員に申告し組合長は直に小林区署員又は警察官吏に報告すること

三、平素林野の火災に注意し且つ部落消防に協定し置き一旦火災ある場合は応急防止を為すと共に之を組合長に報告し組合長は即時小林区署員又は警察官吏に報告すること又他部落に於ける消防に就ても互に協力応援すること但し消防に従事したるものには組合より相当手当を支給することあるへし

四、毎年払下を受くべき国有林産物は払下出願並之に関する一切の件を組合長に委任するものとす尚ほ副代理の必要ある場合は同時に委任するものとす

国有林における労働組織の形成と展開（三）（奥地）

五、林産物払下其他に就て林区署と契約したる事項は組合員に於て確実に励行すること

第十条 左の一に該当するものは組合より除名す但し除名処分を為さんとするときは小林区署及警察署に其氏名を届出るとす

一、組合員にして森林原野に対し不都合の行為ありたるもの

二、産物払下其他に就き林区署と契約したる事項に違背したるもの

三、犯人の犯罪を隠蔽したるもの

四、組合規約に違背し又は役員会の決議に従はざるもの

第十五条 組合の経費は総て組合員の負担とす

第十八条 本規約は小林区署長の承認を受け町村役場、郡役所及警察署に報告するものとす本規約を改廃したるとき亦同し

第十九条 役員を選挙したるときは小林区署町村役場郡役所警察署に報告するものとす爾後異動あるとき亦同し

右規約を堅く遵守する為め組合員一同茲に署名捺印す

### 3 委託林制度の実施過程

委託林制度は右にみたような森林労働保護組合の広範な組織化を前提過程として、一九二三年から本格的に実施された。いまその過程を第八表でみてみると、秋田管内の委託林・委託者数は二二年までの二から二三年には七八に、さらに翌年から著増して二六年には二二四（全国総数の五九％）に、二九年には四八三（同七一％）へと増加の一途をたどっており、また設定面積でも同じく二二年の三四七町から二六年の一・七千町（全国総面積の三二％）に、二九年には二五・五千町（同五二％）へと著増している。そして、青森管内を含めた東北地方の全国に占める比重を二九年についてみてみると、委託者数では全国計の九〇％、委託面積では同じく八五％を占め

第8表 委託林設定実績の推移

年 度	青 森 (大林区)				秋 田 (大林区)				全 国			
	箇 所	面 積(町)	委託者数	箇 所	面 積(町)	委託者数	箇 所	面 積(町)	委託者数	箇 所	面 積(町)	委託者数
1918	7	337	764	1	101	1	16	1,582	779			
19	7	337	764	1	101	1	20	2,308	982			
20	7	337	414	2	347	2	24	2,440	634			
21	4	342	413	2	347	2	23	3,024	772			
22	6	459	505	2	347	2	32	3,930	1,161			
23	25	3,840	2,056	31	4,095	78	87	12,647	2,841			
24	68	10,100	5,568	130	11,889	222	244	33,772	8,742			
25	81	11,392	81	129	11,706	224	255	35,109	350			
26	(32.4)	(35.3)	(24.3)	(44.9)	(31.1)	(58.6)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	382		
27	93	13,285	93	129	11,706	224	287	37,681	417			
28	108	15,263	108	136	12,445	244	310	40,433	486			
29	108	15,263	108	167	15,137	306	347	43,836	685			
	(26.5)	(33.3)	(19.3)	(59.5)	(52.0)	(70.5)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			
	132	16,331	132	297	25,529	483	499	49,057				

(1) 『共有林野制度の沿革』(林野庁調査課、1957年)、および各年『山林集報』より。

(2) 全国の区分は、1923年度までは青森・秋田・東京・大阪・高知・熊本・鹿児島の大林区であり、24年度からは青森・秋田・東京・大阪・高知・熊本の6管林局である。

(3) 数字はいずれも、各年度末のもの。

ており、委託林制度が東北地方、わけても秋田管内(山形・秋田の両県)に集中して実施されていったことが明らかである。

国有林野をめぐるその他の地元対策としては、東北では勿論、薪炭材の慣行特売が圧倒的な位置を占めており、放牧地やその他の貸付地と共に全国的にも大きな比重を占めているが(第九・一〇表)、これら地元施設諸制度の

国有林における労働組織の形成と展開(三)(奥地)

中にあるこの時期の地元施設拡充策の基軸をなすものが、ここにみる委託林制度の画期的な実施策であったことは疑いをいれないところであろう。

\* 一九一七—一八年にはじまった森林労働保護組合の画期的な創設過程が何故に委託林制度実施の前提、前史となったかについては、以上の行論からもすでに明らかであるが、ここでいま一点付言しておけば、それは部落組合の拡充が政策的にも委託林制度実施のための「必要条件」であったということである。委託林設定方針について当時の松波林業課長は、「慣行的軽微ノ所犯ト認メ難キ盜伐其他ノ犯罪ニシテ近時頓ニ起リ而モ罪質重シトスベキ地方ニアリテハ徹底的ニ之ヲ鎮庄シタル後ニアラザレバ委託林ノ設定ヲナサザルヲ可トス」と「解説」している。後に委託林が設定される秋田管内新庄小林区署が、該当部落の「委託林設定資料調査書」（二一年一〇月提出）で、「本部落ノ人氣良好ニシテ林区署事業ニ対シテハ組合ヲ組織シ進シテ出役シ熱誠ヲ以テ事業ニ当ルノ美風アリ尚近時國有林ニ対スル被害全ク根絶セリ」（前掲『共用林野制度実態調査Ⅱ』一一頁、五三頁）としているのも、これに対応したものであろう。ここからも明らかのように、委託林制度はすでに拡充方針の段階で大きくその政策目的を実現したのであり、また、実施後もその現実の施策をはるかに超える絶大な効果を生みだしたのであろうことが十分にうかがえよう。

第9表 薪炭供給林および薪炭材払下量の推移

年度	薪炭供給林			薪炭材払下量 (万 m <sup>3</sup> )
	箇所	面積 (千町)	積	
1918	2,734	678.7		182.8
19	4,089	631.8		200.7
20	4,138	619.1		174.9
21	4,393	612.4		183.1
22	5,662	685.6		175.0
23	5,458	727.9		168.8
24	8,632	791.4		203.5
25	6,780	849.6		226.0
26	3,966	890.7		196.2
27	4,306	905.4		182.7
28	4,429	945.9		183.4
29	4,510	947.3		200.9
一九二六年度 東北五県	青森	(9.7) 385	(24.3) 216.0	(14.0) 27.5
	岩手	(17.5) 692	(13.7) 122.2	(13.6) 26.6
	宮城	(4.9) 194	(4.8) 42.6	(7.9) 15.5
	秋田	(17.2) 682	(17.6) 156.9	(8.6) 16.8
	山形	(14.0) 557	(19.8) 176.1	(9.4) 18.4
計	(63.3) 2,510	(80.1) 713.8	(53.4) 104.8	

- (1) 各年「国有林野一斑」より。
- (2) ( ) 内は、全国に対する割合(%)
- (3) 面積は、27年からは千 ha である。

\* \* 薪炭材の慣行特売と委託林とは、二六年度の面積で比較して、東北では七一・四万町と二・五万町、秋田管内でも三三・三万町と一・二万町で委託林の設定面積が圧倒的に小

第10表 国有林野開放状況

(1926年度、町)

営林局		青	森	秋	田	熊	本	全局計	
部分林	箇所	(26)	5,090	(1)	128	(70)	13,742	(100)	19,523
	面積	(12)	5,376	(2)	1,033	(55)	24,715	(100)	45,058
委託林	箇所	(32)	93	(45)	129	(6)	17	(100)	287
	面積	(35)	13,285	(31)	11,706	(19)	7,091	(100)	37,681
開適 墾地	箇所	(9)	1,476	(12)	1,969	(19)	3,157	(100)	16,200
	面積	(22)	10,013	(18)	8,538	(31)	14,225	(100)	46,218
放牧地面積		(62)	73,897	(10)	12,173	(3)	3,121	(100)	119,153
採草 地	件数	(16)	632	(17)	666	(17)	670	(100)	4,018
	面積	(19)	32,960	(14)	24,947	(10)	16,898	(100)	174,146
貸地面積		(33)	24,977	(22)	16,281	(24)	18,288	(100)	74,846
処不要 分存野	箇所	(7)	36,533	(8)	40,102	(34)	182,418	(100)	530,320
	面積	(16)	128,528	(16)	127,698	(29)	237,503	(100)	810,718
合計		(23)	299,035	(15)	202,375	(25)	321,839	(100)	1,307,820
開放実面積		(22)	277,983	(15)	187,838	(25)	310,799	(100)	1,258,071
国有林野総面積		(24)	1,007,360	(18)	778,675	(14)	584,480	(100)	4,282,078

- (1) 「山林業報」(1928年11月)の「国有林野開放状況調」より。  
 (2) 開放実面積は、合計から重複面積を差し引いたもの。  
 (3) 処分存不要置林野は、1899年から1926年までのもの。

さいが、これは同制度が国有林野産物の「無償譲与」を原則としていることからしていは当然であり、同制度の意義を過小に評価しうるものではない。

委託林が優先的に設定されたのは、「国有林野多ク公私有林野少キ地方ニ於テ従来国有林野ニ林産物ヲ仰ク慣行ナリシ地元」(「委託林設定ノ方針」の第一)の中でも、「地元民ノ生活程度低ク而モ人氣穩便ニシテ従来国有林ニ対スル保護ノ關係上一般ノ模範タラシムルニ足ルヘキ地方」<sup>(19)</sup>であり、また当然、設定後も「官行事業ノ人夫出役」が国有林経営にとって必要な「地元」であった。ここからも明らかのように、委託林はその前提的基盤である森林労働保護組合が「模範」的な発展を示した地元部落に設定されたのであり、したがってまた、新たな委託林組合は在来の森林労

国有林における労働組織の形成と展開(三)(奥地)

働保護組合と地域的に重畳する形で組織されていったのである。

\* 設定の単位地域については、複数の部落にわたるものが多く、大字単位のものも多かった。例えば、委託林の設定が集めた山形県最上郡では、二四年現在、新庄小林区署管内で設定件数三九・関係部落数七二・設定面積四、一一七町であり、舟形署管内では件数四二・部落数七六・面積三、九八五町であった(『林曹会報』一九二四年十一月・四〇五頁)。これは、従前の森林労働保護組合の多くが一部落の範囲をこえて組織されたこと(例えば、北村山郡山林組合連合会傘下では、関係大字三六のすべてに一組合ずつ組織されていた)の自然の結果であった。

\*\* といっても、かりに同じ大字内にしても、在来の薪炭材採下組合がすべての農民を包括していたわけではないし、また採草、放牧地等がある場合には、これまた組合員の範囲は区々であった。したがって、その重畳関係は地域によってさまざまであるが、総じていえば、委託林組合がその制度的性格からしても、最も包括的であったといつてよい。

ここで委託林制度の性格を端的に確認しておけば、それは何よりもまず地元農民の入会権の全面的な否定を前提とした上で、政府が指定する林野について「末木、枝条及枯倒木、手入ノ為伐採スル樹木、自家用薪炭材(当該委託林薪炭林生産量ノ半額以内——「委託林設定ノ方針」第三)」「等を国が恩恵的に、五年を限度として農民に「譲与」し(国有林野委託規則第二・三・五条)、これに対して農民が「火災ノ予防及消防、盗伐、誤伐、冒認、侵墾其ノ他ノ加害行為ノ予防及防止、大林区署長ノ命ニ依リ手入ヲ為シ又ハ看守人ヲ配置スルコト」等の「義務」を負い(同規則第四条)、そしてこの義務を部落農民全体の共同体的秩序に規制によって保証していくというものであった。このことは、つぎに掲げる「規約書」によっても明らかであろう。

規約書<sup>(20)</sup>

第一条 国有林野委託規則第四条ノ義務履行ニ付テハ林区署ノ指揮ニ従フモノトス

第二条 委託林ノ保護ハ別紙保護方法書ニ拠ルモノトス

看守人ノ配置其他保護取締上必要ナル一切ノ経費ハ受託者ニ於テ支出スルモノトス

第三条 受託者ハ林区署長ノ承認ヲ經テ看守人服務心得ヲ定メ入林者ノ取締、火災ノ予防消防及盜誤伐其他加害行為ニ対スル予防防止上必要ナル措置ヲ為スモノトス

第四条 委託林以外ノ地元国有林ノ保護ニ付テハ別ニ定ムルモノノ外委託林ニ準シ十分ノ注意ヲ為スモノトス

第五条 受託者ノ譲与ヲ受クル産物ハ左ノ如シ但第1号及第2号ハ林区署ヨリ引渡ヲ受ケタルモノニ限ル

1 末木、枝条及枯倒木

2 手入及成林撫育ノ為メ伐採スル樹木

3 自家用新炭材毎年一石

4 土地ノ資質ヲ為ササル副産物

第六条 前条第3号ノ譲与数量ハ当該委託林野ニ於ケル薪炭材年生産量ノ半額カ予定ニ達セサル場合ハ該年生産数量ノ半額ニ止ムルモノトス

第七条 譲与ヲ受ケタル産物ノ採取及分配ハ左ノ方法ニ依ル

1 第五条第1号及第2号ハ総代人ニ於テ之レヲ採取シ売払其ノ他ノ方法ヲ以テ地元部落民ノ希望者ニ分配スルコト

2 同条第3号ハ受託者ニ於テ家族ノ数及富ノ程度ヲ斟酌シ其ノ分配方法ヲ協定シ林区署ノ承認ヲ受ケ之レヲ採取スルコト

3 同条第4号中特種ノモノハ本条第1号ニ準スルコト

(第八・九条——略)

第十条 受託者ハ産物採取ニ依リ得タル收入及保護ニ要シタル経費ノ明細書ヲ毎年一回林区署ニ提出スルモノトス

第十一条 受託者ハ総代人 名ヲ選定シ代表者ヲラシムルモノトス

国有林における労働組織の形成と展開(三)(奥地)

第十二条 受託者タル村(部落)ノ住民ニシテ国有林野ニ付キ罪ヲ犯シ又ハ本規約若シクハ保護方法書ニ違背シタルモノアル場合ハ受託者ハ其ノ決議に依リ相当期間産物ノ採取及分配ヲ停止シ其ノ旨林区署ニ届出ツルモノトス但改悛ノ情顯著ナリト認ムル者ニ対シテハ受託者ノ決議ニ依リ之レカ解除ヲ為スコトヲ得

第十三条 受託者中異動ヲ生シタル場合ハ其ノ都度林区署ニ届出ツルモノトス

第十四条 林区署ニ於テ委託林又ハ其ノ附近ノ国有林野ノ管理経営上必要ナル作業ヲ為スニ方リ林区署ヨリ勞力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ受託部落住民ハ総代ノ指命ニ従ヒ相当賃金ヲ以テ之レニ応スルモノトス

年月日

住所

氏名 ㊦

委託林組合は従来の森林労働保護組合と地域的に重疊して組織され、その社会経済的 성격も基本的には後者と同一のものであったが、しかしそこには明らかに異なる側面も現われていた。その第一は、委託林組合にあっては従来組合の林区署・警察署を頂点とする森林警察機構の末端組織としての性格と森林犯罪に関わるきびしい連帯責任および相互監視義務とが大きくその影をひそめたことであろう。このことは、すでにみた従来組合の規約のきびしい義務・実行事項、除名処分事項、および警察署への届出義務等が大きく後退し、委託林組合のそれでは自ら看守人を立てると共に、「国有林野ニ付キ罪ヲ犯シ又ハ本規約若シクハ保護方法書ニ違背シタルモノアル場合ハ受託者ハ其ノ決議ニ依リ相当期間産物ノ採取及分配ヲ停止」するのみである等の点に端的に示されている。第二は、委託林組合では、国有林経営への出役義務が格段に強化されていることであろう。従来組合では盗伐・火災の防止等と異なつて国有林事業への出役義務は規約でもとくに規定されることがなかったが、委託林組合

では「林区署ニ於テ委託林又ハ其ノ附近ノ国有林野ノ管理経営上必要ナル作業ヲ為スニ方リ林区署ヨリ勞力供給ノ要求ヲ受ケタルトキハ受託部落住民ハ総代ノ指命ニ従ヒ相当賃金ヲ以テ之レニ応スルモノトス」と明確に規定されている。こうして委託林組合は森林労働保護組合の新たな一形態として、この時期の地元施設拡充策が基本的なねらいとした国有林造林事業への「出役」組織としての性格を一層鮮明にしつつ、広範に組織されていたのである。

国有林経営は、以上のようにして、二〇年代を通じて委託林制度を展開する中で、一方では農民の入会権の徹底的な「鎮圧」の上に、国家的土地所有とその森林管理機構を最末端にいたるまで最終的に確立し、他方では地元農民をまさに国家の恩恵と国家に対する義務の關係の中に完全に包摂し、これによって地元農民の労働力を国有林経営事業のための義務人夫に転化させた\*。この過程はとりもなおさず、国有林経営が日本独占資本主義の一基盤として、その半封建的地主経営を確立し、新たな資本主義化への道を展開しはじめた過程に他ならない。

\* このことは、委託林設定の「効果」についてのつぎのような典型的記述に端的に示されている。「近時ニ於ケル営林施設ハ山村経済ニ寄与スル所少カラザルニヨリ住民ハ一ニ当局ヲ信賴シ山村住民トシテ一日タリトモ国有林ナクシテ生活ン得ザルノ觀念ヲ抱持スルニ至レリ。」「委託林設定後国有林ノ諸施設ハ總テ地元ノタメヲ顧慮シ行ハル、結果受託者ハ之ガ恩義ニ感ジ事業ニ人夫ヲ要スル場合ハ進ンデ之レニ出役シ其ノ成績良好ニシテ国有林経営上頗ル有利トナリタリ。」——注(20)の文献(三六九〜七一頁)を参照。

### (3) 造林事業の実行形態と造林労働力

特別経営事業の末期から、国有林の造林事業は天然更新が主流となり、「その後の国有林の人工造林事業の重点は公有林野官行造林事業へと転換していった」<sup>(21)</sup>が、この間二四年からは営林局署官制が施行され、秋田でも秋

国有林における労働組織の形成と展開(三)(奥地)

第11表 就業形態別・造林事業従事労働者数  
(秋田営林局)

年		1920	1922	1926	1931
定	雇	173	81	176	206
臨時雇	専業	358	129	—	89
	兼業	23,096	35,242	34,479	30,193
	小計	23,454	35,371	34,479	30,282
合	計	23,627	35,452	34,655	30,488

(1) 各年「国有林野一斑」による。

(2) 「定雇トハ定夫及同一小林区署ニ半歳以上引続キ雇備セラ  
ル者トス」, 「専業トハ専ラ林業労働ニ従事スル者兼業トハ他ノ  
業務ノ傍ラ林業労働ニ従事スルコトアル者トス」。

田営林局の下に二六営林署、一七四担当区が配置され、担当区主任の下に造林定夫や林野巡守が整備されてきた。造林事業はこのような経営管理体制の下で、おおむねいわゆる直営事業として実行されたが、とはいえ大正後期にあっても造林定夫を含めた定雇の数はたかだか一担当区に一人程度であり、事業の生産的担い手はほとんどすべてを地元部落の農民の季節的・臨時的労働に依存していた（第十一表）。この農民の臨時的労働力を造林事業（担当区）に供給したのは秋田では、いうまでもなく各種の森林労働保護組合であり、したがってその組合長の役割はきわめて重要なものがあつた。

\* 「第十四条 造林事業ハ総テ直営ヲ以テ施行スヘシ 但シ左記各号以外ノ事業ニ於テ操業上便益ナリト認メタル場合ハ請負ニ附スルコトヲ得

一 仮植、植付 二 地拵、手入事業中技術上特ニ考慮ヲ要スルモノ 三 播付、床替（植替ノミ） 四 間伐、枝打事業中技術上特ニ考慮ヲ要スルモノ」（『造林ニ関スル取扱心得』大正六年二月業第三三〇一号達）——『国有林野事業賃金体

系史』（林野庁・一九六八年）二二六頁による。

\* 国有林の地元施設が比較的到手薄く、国有林保護組合も数少なかった熊本管内では、つぎのような地域も少なくなかった。「現今に於ては慣行特売ヶ所は皆無の姿となり……我部内国有林に於ては何等恩恵を蒙むる事僅少にして之の關係上聊か影響を及ぼし人夫の供給頗る困難にして勧誘のみにては応募者なき有様なり」——「人夫供給困難に就て」（『研修』一九一八年・第九号）。これに対して秋田では、三〇〇〇四〇〇のぼる地区の各種の組合が人夫供給組織として存在しており、新庄署管内（山形県）の一造林組合などは、その規約で直截に「……署ノ直営ヲ以テ執行スル造林地、地拵、植付、手入等ノ事業ニ出役シ熟練ナル造林労働者ヲ養成スルト共ニ造林事業ノ成績ヲ図ルヲ以テ目的」としていた。

といつても、秋田でもごく一部の保護組合が少ない、秋田県北の例えば阿仁合署管内などでは、造林專業労働者だけで「造林労働團」（地元施設とは無関係のもの）が組織されていた。そしてこの場合には、事業は二三名の工夫によって十一月に「山泊り」形態で行なわれ、「一切請負の形式を取つて彼等に委し、……定夫や保護区員は時々事業を見廻」るだけであり、また地元農民には「苗木運搬の如きを依頼すれば足りる」のが実態であった。——「造林專業労働者に就て」（『林曹会報』一九二四年六月・第九〇号）。

\*\*\* 例えば、「……林業労働者に困難を感じたりしに本組合は組合長の甚大なる斡旋努力に依り出役に応じ円満に事業を遂行するを得たり」（前掲・三内森林労働組合）に端的にみられるように、この時期盛んに行なわれた「組合長表彰」の大きな柱は、「労力を供給して事業遂行に尽瘁したる」ことであつた。

作業の種類は、地拵・新植・補植・手入・蔓切、枝打・除間伐の他、保護・看守、苗圃、さらに林道・防火線の新設・補修等におよび、夏季七・八月が最繁忙期であつたが、保護組合はこれらの作業に担当区の指示にしたがつて、通常「日通ひ」の形態で農民を出役させた。作業の指揮・監督は原則として担当区員と造林定夫が行なつたが、しかし各現場作業についてはそれは、全体的な指示や技術指導、巡視、跡地検査等が中心であり、作業の直接的な指揮・監督は或る程度保護組合の代表者に委ねられていた。それはけだし、造林定夫は「担当区（平均経営管理面積は約四、三〇〇町）につき一人であり、「人夫監督ノ補助」の他に、「常ニ国有林野ヲ巡視シ蔓切、倒木起シ、軽易ナル掃除伐、手入等ヲ為スコト」（前掲「造林ニ関スル取扱心得」）等、各種の業務をもつており、また、作業地および作業種も特別経営事業期のような特定箇所（無立木地）の一斉造林の場合とは異なつて、択伐Ⅱ天然更新化の中で大きく奥山化、分散化し、また多様化してきたので、担当区員や定夫が各現場に「日々臨場シテ之ヲ督察」することは、やはり困難であつたからである。

作業は通常、その生産技術的性格からしても「請負仕事」ではなく、「時間仕事」で行なわれ、したがつて造

林賃金は斫伐賃金(功程単価にもとづく共同出来高賃金制)とは異なつて、それ自体で作業能率増進への推進的動機となることはできなかった。勿論、造林事業でも組合代表者は、賃金の一括支払(例えば「植付人夫延××人、その単価一人一日××錢、計××円」のような形で支払)を基礎として賃金配分の面で大きな支配力をもっており、これは国有林野産物払下げとその配分をめぐる絶大な権限と合わせて、彼の人夫に対する指揮・監督力を強力なものにしていた。しかし、この時期の斫伐事業が出来高賃金制と功程頭制の確立を基軸として、ようやく「マニユファクチュア時代の独自の機械」、すなわち「多数の部分労働者たちから結成された全体労働者そのもの」を掌握しつつあったことと対比すれば、造林事業では全労働過程は未だ裸の人間労働力の、分散的で多様な単純協業の不統一な集合にすぎず、およそ統一的な功程管理すら困難であり、全作業過程を的確に掌握することは容易なことではなかった。こうして、つまるところ国有林経営は、育林生産「合理化」の推進的動機を地元施設の拡充を通じて、地元農民の国有林経営に対する「恩恵と義務」の意識、「国家奉仕の観念」の組織的向上に求めたのであり、それを森林労働保護組合の機構 $\parallel$ 労働力編成の中で、つまりは再編・強化された部落秩序 $\parallel$ 共同体的規制によって組織的に保障させていこうとしたのである\*。

\* ちなみに、当時の国有林経営は「造林人夫に関する事」として、各組合につきのよう指示している。「林区署造林事業に対しては各地方共概して円滑に人夫を供給せらるゝことは甚だ感謝に不堪処なるも尚或地方に於ては充分と認め難きものあるにより一層の援助を希望す又出役人夫に於て義務的に出役し誠意を以て労働に従事せざるのみならず他人夫より賃金低格なる場合に不平を抱くものあり此等は自己の労働能率を顧みざる心得違のものなるを以て各組合に於ては如斯人夫のなき様宜しく指導すると共に組合長に於ても万障繰合せ臨場し監督補助せられたし。」——『山林彙報』(一九二一年六月)九五頁。

第12表 造林事業従事労働者数

(秋田営林局)

		年	1919	1922	1926	1931
男	人数		28,563	34,476	34,606	27,169
	延人数		231,130	298,142	280,993	336,336
女	人数		10,370	11,789	10,117	8,741
	延人数		119,676	131,866	112,187	82,431
計	人数(A)		38,933	46,265	44,723	35,910
	延人数(B)		350,806	430,008	393,180	418,767
1人	年(B)					
間	労働日数(A)		9.0	9.2	8.8	11.7

(1) 各年「国有林野一斑」による。

新たな育林生産のためには、国有林経営の側からして「常に人夫や仕事の変動する時は技倆が進まぬのみならず人夫其者の性質や技倆を知る事が出来ず従て仕事の成績も拳がらぬ事」故、「毎年同一の人夫が同一の仕事に従事する様に仕向くこと」<sup>(22)</sup>が必要であった。しかし、これに対して地元農民の側では「農繁期と造林事業(手入撫育は比較的農閑期に当るも)実行期と衝突し特に大量の実行期なる秋季と農家の収穫期と同一となり、容易に入役するものなく」<sup>(23)</sup>、したがって多くの地域で出役は、部落の全農家の間できびしく輪番制をしるのが原則であった。

しかし、義務出役における地元農民の間のこの輪番制は、大正後期ともなると、明治期のそれとは大きく質的に変化し、新たな問題をはらんでくる。大正後期―昭和初頭の秋田管内造林労働者数は、男女合わせて四万余、その延労働量は四〇万余(第二三表)――この総造林労働量四〇万余は、秋田管内国有林事業総労働量一五三万余の二七%、全国総造林労働量二三〇万余の一八%を占めていた(第二三表)――、その一人当り平均年間出役日数は一〇日前後であり、この平均出役日数に関するかぎり明治期と大差はなかった。しかし、明治末からの農業危機の顕在化、第一次大戦中の激動と戦後恐慌の過程で国有林野地元山村においても農民層の分解が大きく進行した結果、国有林事業への出役はかつてのように全農民層からではなく、多くの地域で「低所得者層(小作、貧農層、日雇層)が慣行

第13表 局別・事業種類別国有林事業従事労働者数 (1928年)

営林局		青森	秋田	東京	大阪	高知	熊本	計
人頭数(人)		62,740	70,188	54,565	32,629	32,787	60,003	312,912
延人員 (万人)	男女	101.6	136.1	95.6	55.6	109.3	126.6	624.7
	計	113.3	153.3	113.7	63.4	123.7	150.1	717.4
延人員 (万人)	斫	54.2	88.4	46.2	25.0	74.1	63.4	351.3
	造	33.8	41.9	46.9	25.8	26.4	58.0	232.8
	土	21.5	21.1	18.1	9.2	22.6	26.0	118.4
	その他	3.8	1.9	2.5	3.5	0.6	2.6	14.9
	計	113.3	153.3	113.7	63.4	123.7	150.1	717.4

(1) 『山林集報』(1930年11月)より。

特売の段階よりは手間賃稼ぎに出役<sup>(24)</sup>することが多くなり、義務人夫としての出役階層は「養蚕、畜産、製炭を中心として兼業化していた」「小作(農)部分<sup>(24)</sup>が中心」となりつつあり、その中で小作・貧農層では一戸から一人ではなく二人が、一人が一〇日ではなく一五日、出役しはじめていたのである。

こうして、義務出役における全農家間の輪番制は小作・貧農層内部での輪番制へと変化しはじめていたが、こうした地元山村における構造変化は、とりもなおさず従来の国有林野地元施設諸制度の弛緩化、国有林の労働力調達・供給組織としての部落組合それ自体の解体化を意味するものに他ならなかった。このことは、一担当区員とみられる人物のつぎのような「慨嘆」からも明らかであろう。

「農繁期に於て全然出役せざるは、自家耕作田畑の大なる関係ならんも、主として地元<sup>(24)</sup>に於ける中以上の人々にして、其以下の人に真面目に出役を見るの状況なり、然かるに中以上の人々に於ては生活上其以下の人々より産物の供給を受けること反つて大なり、是等は需用上止むなきことと思はるゝも、其れに就けても、事業実行の際には縦令農繁期と雖も、一部の労力を割き、率先して造林事業に供給するは当然なる義務と思はる。……夫々地元部落関係の国有林事

業に当りては、其関係部落より相当事情を有し出役不可能なるものを除き、各戸洩なく出役するに至らば、其事業の大小によるは勿論なるも、普通の事業に於ては其都度一戸当り三、四人にて足ることと思ふ、造林事業には春夏秋の三期に出役するも、僅かに一戸当り十人内外にて足る、斯かる僅少の労力を、如何に農繁期に際すればとて、実際に於て割き得られずとは思はず……<sup>(25)</sup>」「事業実行人夫募集に当り、出役し余力あるにも拘はらず、嘗て出役したることなく、殆んど理解なくして顧みず、産物の私下に際してのみ奔走するものゝ如きに対しては、臨時的私下物件は勿論、毎戸焚用木に対しても、或る期間停止するを相当ならんと思はる。」<sup>(25)</sup>

右のような森林労働保護組合の弛緩と解体化は当然、組合長をはじめとする組合の代表者にもおよび、この場合には事態は一層「危機的」な様相を示していた。組合の代表者は大正後期にあつても部落の有力者（部落の最上層に位し、部落総代や国有林の林野巡守を兼ね、薪炭商を営むなど部落の資産家、地主、富農層に属する）であり、地域の「徳望家」である場合が多いが、しかし一部には「部落内の有志役員の内には所謂社会奉仕なんて念頭にだもなく運動費を出して役員となり国有林野産物の払下は是等役員等が随意に執行してその利益は金として役員達に分配するといふ向もある、従つて細民不平の声が至る所に聞へるといふ有様なので組合の名を利用して一部資産家の営利事業に変化して居るといふ傾向もないではなかつた、かゝることは無智の農民をして知らず知らずの間小作争議の根本思想を養成せしむるものであつて容易ならぬ」といふ事態も生起していたのである。<sup>(26)</sup>

\* 「ちなみに、大正一二年の委託林設定発表に出席した部落代表の資格を、『大正九年調査』（『大正九年度以降慣行地調査』並ニ委託林設定ニ関スル調査書類・角館小林区署）のこと——筆者）より作成し明らかにしてみると次のようになる。署管内全体で出席した地元部落関係者は六五人（各部落から複数出席している所もある）。その内訳は、村長および村長代理が四名、部落総代が一五名、村長兼部落総代が一名、有力者が四四名、その他（部落の書記）が一名となつてゐる。」

第14表 作業種別・林業賃金の推移

(全国・円)

	杣 夫	ト ロ 曳	造 林 夫 (男)	造 林 夫 (女)	苗圃人夫	平 均	平 均 指 数
1918年	1.93	2.03	0.97	0.63	0.61	1.57	100.0
19	2.34	2.65	1.34	0.86	0.85	2.05	130.5
20	2.34	2.45	1.46	0.93	0.81	2.06	131.2
21	1.96	2.57	1.36	0.86	0.78	1.89	120.4
22	2.02	2.59	1.40	0.91	0.79	1.92	122.3
23	2.00	2.59	1.38	0.90	0.77	1.96	124.8
24	2.06	2.47	1.40	0.88	0.78	1.93	122.9
25	1.91	2.41	1.37	0.88	0.76	1.86	118.4
26	1.86	2.45	1.35	0.86	0.74	1.85	117.8
27	1.95	2.37	1.35	0.88	0.77	1.79	114.0

(1) 「山林叢報」(1929年4月)による。

(2) 「平均」は、杣夫・製炭夫・トロ曳・荷馬車・製材職工・造林夫(男)・造林夫(女)・苗圃人夫・土人夫の9作業種の平均である。

— 前掲・菊間論文三五〇頁。

一〇四(七〇六)

国有林造林事業への出役賃金は、わが国低賃金構造の基底をなす農山村賃金の中でも、最低辺に位置していた。まず各種林業賃金は、大戦末期から急騰した後、一九二〇年をピークとして戦後恐慌とその後の慢性的不況期を通じて、昭和初頭まで低落傾向をたどった(第一四表)。その中で国有林造林賃金を都市および農山村の各種賃金の中に位置づけてみると(第一五表)、それは公有林野官行造林や民有林の賃金、農業(季節雇・日雇)賃金や養蚕日雇賃金よりはるかに低く、まさに農山村各種賃金の中でも最低水準に位置したことが明らかである。そして、この国有林造林賃金を府県(国有林が最も関係深い府県のみ抽出)別にみると(第一六表)、秋田管内(秋田・山形)の賃金は全国(全府県)平均よりはるかに低く、熊本管内九州南部について地域的にも最低水準にあったことが明らかであろう。

秋田国有林への造林出役賃金は、このように大正後期わが国農山村の低賃金構造の中でも最低水準におさえられていたが、このことは、いまや、義務人夫としての地元農民労働力の性格を如何なく明示するものである。

第15表 各種労働賃金の比較  
(1928年, 全国)

		男	女	平均
林業労働	国有林	1.53 <sup>円</sup>	0.79 <sup>円</sup>	1.44 <sup>円</sup>
	国有林	1.27	0.76	1.17
	官有林	1.42	0.79	1.25
	民有林	1.54	0.92	—
農業労働	季節雇	1.43	1.13	—
	日雇	1.44	1.28	—
養蚕業労働	季節雇	1.26	0.93	—
	日雇	1.50	1.17	—
	蚕糸職工	1.23	0.75	1.00
工場労働	山	2.60	1.00	2.03
	鋳山	1.92	1.20	1.82

(1) 『山林業報』(1930年11月)より。

第16表 地域別・国有林造林賃金の推移  
(円)

府県	年度	1923	1924	1925	1926	1927
青森	森田	1.15	1.20	1.23	1.23	1.25
秋田	山形	1.07	1.15	1.15	1.18	1.17
長野	高野	1.17	1.17	1.25	1.22	1.22
高知	宮崎	1.53	1.60	1.63	1.56	1.59
宮崎	鹿兒島	1.30	1.29	1.29	1.26	1.26
鹿兒島	全国平均	1.13	1.12	1.10	1.10	1.13
全国平均		1.05	1.05	1.02	1.04	1.05
		1.38	1.40	1.37	1.35	1.35

(1) 『山林業報』の各年度「国有林事業従事主要労働者賃金調査」による。

(2) 数字はいずれも、「平夫(男)」の「普通」賃金。

すでに以上の行論から明らかなように、国有林経営は大正中期は、一九一七年前後から大正末にかけて、地元農民の入会権の広範な解体の基礎の上に森林労働保護組合を組織し、これによって地元農民との関係——林野産物を恩恵として有償・無償で農民に譲与し、これに対して農民の工夫出役を義務づける関係——を確立した。この過程はとりもなおさず、地主経営としての国有林経営がその経営基盤の確立(本源的蓄積の完了)を基礎とし、その資本主義化のための推進的条件——育林労働組織の形成を基軸として、本格的な資本主義化への道を展開しはじめた過程であった。この過程は全般的危機の開始の下、日本の独占資本主義体制が本格的に展開し、半封建的

地主制が凋落しはじめる過程と対応し、深く関連するものであったが、ともあれ国有林経営の右にみた過程によって、国有林と地元農民との間には、地主対農民の關係と並んで、資本対賃労働の關係が形成された。こうして地元農民の労働力は基本的に賃労働に転化し、有償・無償いずれにせよ、国有林野産物の利用によって農民が受けとる贈与部分は、いまや農民の義務人夫としての最低賃金水準を条件づけ、それを補完する現物賃金に転化し、同時にこの低賃金水準は林野産物の譲与を条件づけるものとなる。

しかし、本格的な資本主義化を開始した国有林経営と賃労働者化しはじめた地元農民との間のこの初期資本主義的關係は、いまや地元農民の階層分解によって全く新たな展開を促進されるものとなる。すでにみたように明治末期以来の地元農山村における農民層分解の進展は、一方では国有林野産物の利用を地主・富農・中農層に集中させ、他方では国有林への義務出役を小作・貧農層に集中してきたが、この過程はとりもなおさず、ごく少数の上層農民への“贈与”の集中と、大多数の中・下層農民への義務人夫的最低賃金(農村的低賃金水準から贈与部分を控除された最低賃金)の集中が進展した過程に他ならず、こうして本来相互に条件づけられていた産物の譲与と義務的最低賃金とは、農民層の分解に対応して上下二極に分裂する。いまや小作・貧農層の義務的最低賃金を条件づけているのは、地元農山村内部では地主・富農層の産物利用に他ならず、こうして地主・富農層の致富手段は小作・貧農層の賃労働者化を促進する手段となるが、これはとりもなおさず従来の森林労働保護組合の、部落共同体的秩序の、したがってまた国有林経営Ⅱ地主経営の基礎構造の弛緩と解体化を意味するものに他ならない。こうして、小作・貧農層を中心とする農民層の広範な賃労働者化は、国有林と地元農民との間で資本対賃労働の關係をますます強化していくのであるが、ともあれ、さきに見た秋田国有林の造林賃金は、その労働力の担

い手たる小作・貧農層の、林野産物（現物賃金）によって補完されない裸の義務的最低賃金となるのであり、ここに義務出役の際の「相当賃金」が最低辺賃金であることの核心的意義があるといわねばならない。

#### (4) 森林労働保護組合の変貌

大正後期、秋田国有林の地元山村では、森林労働保護組合がさまざまな地元施設を基盤にして、さまざまな名称と特徴をもって存在していたが、他方、農山村経済の商品化の進展の中で、例えば製炭農事実行組合や消費組合、納税組合、さらには衛生組合など、保護組合とは異なる各種の組合が数多く組織されていた。こうした中で「労働問題の宣伝せらるゝ今日産業組合の組織は農村の堅実なる発達を計る上に於て物質上は勿論思想上から云ふても望ましい事であると信ずる、それ故山林組合としても漸次之を善導する意味から産業資金の造成を計り追々法規によらずとも簡易な信用購買組合とし遂には理想的の産業組合にせん<sup>(27)</sup>」との観点から、当面林業関係の各種の組合を合わせて多面的な性格をもつ単一の組合を、それも大字以上の広域にわたって組織しようという動きがみえはじめていた。

こうした動きは、全般的危機の開始の下、日本資本主義が本格的に独占資本主義段階に移行し、半封建的地主制の危機が深まると共に、国家の農民に対する直接的掌握がしだいに強まる過程<sup>(28)</sup>に対応するものであり、三〇年代昭和恐慌期の農山漁村経済更生運動や産業組合拡充計画に連なっていく端初ともいべきものであるが、ここでは右のような動きを示す一事例として山形県最上郡で新たに組織された山林組合をとりあげ、その性格の検討を通じて森林労働保護組合発展の新たな方向にふれておこう\*。

\* 最上郡の舟形署管内では、明治以来の各種部落組合を基礎として一九一九年以降、各部落に「愛林組合」が組織されて

いたが、二二年には管内東部および西部地域で各々八五名、八〇名の組合代表を集めて組合長協議会が開かれ、署の指導の下に新しい組合規約を議決し、それにもとづいて各部落組合の再編・強化が開始された。以下検討するのはこの事例であり、特に注記しないかぎり、規約を含めて引用は「舟形小林区署愛林組合改造協議会に付て」(『林曹会報』一九二二年六月)によるものである。

新たに組織された組合は、森林労働保護組合としての従来の側面と全く新しい側面とをもっていたが、まずその従来の側面はつぎのようなものであった。

まず「本組合ハ山林ヲ基礎トシ部落民共同ノ福利ヲ増進セントスルモノ」(規約第一条)であり、国有林が背後に退き、地域の山林一般が前面に出ているのが一つの特徴であるが、ともあれその基礎をなす性格は、「林産物ノ購買販売及分配」(第十一条の一—以下、十一—一のように省略)、つまり旧来の慣行にもとづいて国有林から薪炭原木などの払下げを受け、この恩恵に対して農民が「造林土木事業ノ受託」(十一—三)をはじめとする諸々の義務を負うものであった。

組合員が負った義務はきわめて広範であり、まず保護義務については「組合長ハ林区署ト協議ノ上必要期間内看守人ヲ配置シ縁故国有林及公私有林ヲ保護スル」(二五—八)ことをはじめ、「組合員ハ一切ノ不正反法行為ヲ為サザルハ勿論……」(二五—一)、「森林原野ノ火災予防ニ努メ且ツ平素部落消防組ト協定シ置キ若シ災害発生シタル場合ハ卒先消火ニ努ムル」(同三)と共に「犯罪アルコトヲ発見又ハ聞知シタルトキハ速ニ組合長ニ申告シ」(同二)、いずれの場合も「組合長ハ民有林ニ就テハ警察官吏ニ国有林ニ就テハ林区署官吏ニ直チニ報告」しなければならなかった。森林に対する保護義務はこのように、その内容・地域範囲ともきわめて広範であり、ここにみられるのは森林をめぐる保護・警察機構の最末端機関としての組合であり、すべての組合員が地域ぐるみで負

つていた国公私有林野に対するほとんど無制限の保護義務に他ならない。

それと共に組合員は出役義務を負っており、組合が国有林などから「造林土木事業ノ受託」を行なった場合や「林区署各種事業実造」ニ際シ出役ノ通達ヲ受ケタル場合ハ成ル可ク家業ヲ差練リ之ニ応スル（二五—六）義務があった。当時は国有林造林事業の他、公有林野官行造林が開始され、また私有林からの受託もはじめられていたので、地元農民がこれらのすべてに出役することは、義務の強弱（賃金の高低）は別としても決して容易なことではなかった。例えば官行造林の場合でも、「造林事業に経験乏しきを以て、可成、同一人を継続使用し度し。十一年度の実行状況を見るに、賃金等の関係に依り、進んで出役するもの少なく役場等より各戸に出役を割当て漸く所要の人員を得るが如き状況にして、従つて出役者日々交替する為め、仕事に習熟する遑無く、功程亦挙げざる結果を来せるに依り、希くは可成同一人を継続して、少くとも数日間出役する様習慣つけられ度し」というのが署の方針であった。しかし、地元農民からすれば、出役しなければならぬのは官行造林事業だけではなかったし、また、「植付実行期間（主として秋季——筆者）は……一時に多数の労働者を要す、而も農繁期に際会するが為め」農民の家業との「差練リ」は困難をきわめ、さらに「部落と造林地との距離、遠隔なる場合は往復の為に時間を空費し、且つ疲労を来すが故に、斯かる場合は山泊りの上、実行すべきに依り、此点も亦予め、出役者に注意せられ度し。……秋季は日短く、天候不良なる為め、一層能率挙げず、為めに、造林費も多額を要する境遇にあるを以て、山泊は是非共出役者の諒解を得て実行したきに付き周知せしめられ度し」<sup>(29)</sup>であつてみれば、地元農民の出役義務がどのようなものであつたかは明白であろう。勿論一方では、すでにみたように出役義務をより多く負担する小作・貧農層が増加しつつあつたが、しかし、彼らとても基本的にはあくまで農民であり、す

べての義務労働を一身に担うことはとうてい不可能であった。大正後期の東北山村では、造林部面で半農型労働者を多数析出するほどには、農民層の分解とその賃労働者化は未だ進展していなかったのである。

組合は、右のような広範な義務を農民に履行させるべき系統機構をもっていた。組合は営林署の監督の下、組合長の指揮によって「評議員」——「評議員ハ各区内ヨリ一名宛其区内組合員之ヲ選挙ス」(六一二)——を通じてそれを執行したのであり、「組合員ハ総会及役員会ノ決議ニハ絶対ニ服従スルノ義務ヲ負フ」(二五—11)であり、そして、「会議ノ決議ニ服従セス又ハ組合ノ業務ヲ妨クル行為アルトキ」は「役員会ノ決議ニヨリ之ヲ除名」(一六一—1)することができたのである。農民の国公私有林に対する義務履行上の責任は、いうまでもなく連帯責任であった。すでに国有林野委託規則(一八九九年)は「受託者タル市町村又ハ市町村ノ一部ノ住民委託林野ニ損害ヲ加ヘタルトキハ受託者ハ之ヲ賠償スルノ責ニ任ス」と明記していたが、当組合でもその上に立って、国公私有林に対して「本組合行為ノ利害ハ組合員全体ノ責任」(二五—7)であり、また組合に対して「組合員ハ一切ノ不正反法行為ヲ為サザルハ勿論其家族傭人ニ対シテモ亦責任ヲ以テ為サシメサルコト」(二五—1)が義務であった。大正も後期になると組合の秩序は大きく弛緩してくるが、しかし右の義務と責任の構造は一片の規則では勿論なかった。東北山村にあっては、林野は農民生存の不可欠の一基盤であり、林野利用をぬぎにして地元山村の生存はなく、組合をぬぎにして農民の生存はありえなかった。したがって農民が農民として生存するためには、慣行的な林野利用を固守しなければならず、そのためには右にみたすべての義務を組合にあってはすべての部落に、部落にあってはすべての家に、家にあっては家族のすべてに遵守させてきたのである。国有林経営はこうして、明治以降つねに上から組合を組織することによって部落共同体的秩序Ⅱ規制と重疊しつつそれを利用し、そ

の意志をすべての農民に浸透させてきたのであり、このような構造は容易に崩壊するものではなかったのである。さて、舟形地域の新たな組合は、以上のような従来の側面——といつても国有林経営の範囲をこえて広域化している面を含んでいるが——と共に、より新しい側面をもっていた。

この組合の新しい側面は第一に、それがたんなる山林組合にとどまらず、将来は信用購買事業を中心に産業組合に発展していく志向性を与えられていたことである。この点は組合規約の「将来積立金相当額ニ達シ基礎確實ノ見込樹チタルトキハ産業組合法ニヨル組合ニ組織ヲ變更スルモノトス」(第三二条)で明示されているが、この目標のために「本組合ニ於テ為スヘキ業務」(第三一条)として、「一、林産物ノ購買販売及分配」、「三、造林土木事業ノ受託」の他に、「二、製炭、伐木、造材、運材」および「七、産業助成ニ必要ナル種苗、器具、機械ノ紹介」を掲げる一方、組合の「目的」(第一条)では「四、産業資金ノ造成」を掲げている。そして、この「第一条第四号ノ目的ヲ達成スル為メ当分左記金額ヲ備蓄スルモノトス」(第十二条)として、「一、購買林産物ハ自家用竝細民稼用ヲ除キタル残余物件ノ利益、二、事業ノ受託ニ就テハ利益ノ全部、三、官行直営事業ノ出役ノ場合ハ稼高ノ百分ノ五……、四、組合員ハ毎年一月及七月ニ於テ金壹円ツツ積立ツルモノトス……」とし、組業務の画的な拡大と、強度の蓄積・賦課とを規定したのである。<sup>\*</sup>

\* ちなみに、「積立金」の蓄積は大正期には、他地方でも広範に行なわれるようになる。例えば、長野・上田署管内の「大出愛林団」では、すでに一九一三年の「内則」で「第十七条積立金ハ請負事業ノ純益金若シクハ林産物特売ケ所ニ対スル純益金ヲ以テス」とし、一五年には「第六条純益金ノ配当ヲ定ムル事左ノ如シノ利益金中ノ五割ハ役員ニ一割ハ団員ニ分配シ残額四割ハ積立金トナスモノトス」に、さらに二二年には「第六条純益金ノ処分ヲ定ムルコト左ノ如シ 一、総利益ノ四割ハ団体ノ積立金トス、二、残額六割ハ其年度内事業出役日数ニ比例シテ勤勉ノ団員ニ按分賞与ス但シ此賞与金ハ各

人名儀ノ据置貯金トナシ解散ノ際払渡スモノトス」と変更されている。また、熊本・長崎署管内では一九九年の「国有林保護組合規約」で「第二十一条積立金は左の區別に従ひ徴収す 一、組合加入者は金拾銭を積立つること、二、組合に於て国有林産物の特売を受けたるときは其の払下代金の一分以内積立つること、三、組合に於て事業の請負をなし請負金の一部若くは全部を積立つること、四、有志其他の寄附を受け又違約金を積立つること」としている(『研修』一九一九年九月・第一九号)。

当時の東北農山村では、明治末からの度重なる凶作、それにつづく大戦中の物価騰貴と米価の暴落、戦後恐慌による養蚕の壊滅的打撃とその後の慢性的不況の中で農民経済は極度に窮乏化し、他方では労働争議につづく小作争議の激発と半封建的地主制の動揺、農民層の都市への流出と還流、労働問題の農山村への波及等の中で「東北振興」問題が大きく社会問題化していたが、こうした中で国有林経営の地元第一線担当者が主として国有林野返還論に対する防衛と地元農山村秩序の維持、「中産保護」と「自力更生」等の観点から打ち出したのが、ここにもみる山林組合の産業組合への「善導」策に他ならない。このことは、この組合規約では国有林が全面的に背後に退き、公有林・私有林を含めて山林一般・林産物一般が問題とされ、「部落有林野ノ整理統一ヲ促進シ之カ造林ニ努ムルコト」(一五―九)が強調されていること、また、組合事業の範囲の拡大と高い蓄積・賦課を規定する一方、「組合員ハ林産物ノ利用ヲ集約ニシ且消費ノ節約ヲ旨トスルコト」(一五―15)や「林産物ノ自給自足」(一―2)がうたわれている点にも端的に示されている。

新たな側面の第二は、この「善導」策が小作・貧農層を対象とし、「多少社会政策の意味を加へて可成細民恤救の方針」をとりいれていたことである。規約は「細民」に対しては、「官行直営事業ノ出役ノ場合ハ稼高ノ百分ノ五」の賦課と毎年二回の「老円ツツ積立」とを「但細民ハ役員会ノ決議ニヨリ減免スルコトヲ得」(二―13

・4)とし、「細民児童ノ教育費補助」(十一—5)を行なう一方、とくに「細民ニ対スル授業」(十一—4)を重視し、「本組合ニ於テ払下ヲ受ケタル国有林野産物ノ分配」の「順位」も「一、組合員各自燃料、二、細民稼料、三、産業資金造成資料」(第一三条)と規定している。そして、「組合員ハ分配ヲ受ケタル資料ヲ恣ニ転売譲与スルコトヲ得ス若シ不要ナルトキハ組合ニ返戻シ該当価ノ払戻ヲ受クルモノトス」(第一四条)として「一部資産」の商人的支配を多少とも抑えようと試みている。これらは、窮乏し解体しつつある大多数の地元農民の経営と生活に対して、当面「一部資産家」の利益追求を抑え、部落農民の最下層にある「細民」に何程かの救恤策、わけでも「授業」を与えることによって地元部落経済の崩壊をくいとめ、森林労働保護組合の組織と秩序を維持しようとしたものであって、従来組合にはみられない、また他地方でもみられない新たな側面であった。

ともあれ、これら新たな「自力更生」策や「社会政策」や救恤策は、大多数の小作・貧農層の経済的更生や救済それ自体を目的としたものでは勿論なく、彼らに対して国有林だけでなく公私有林をも含めて広く林野利用をはじめとする「授業」や副業を与えつつ、彼らの経営と生活の全面的崩壊をくいとめることによって、その労働力を国有林野地元部落に繋ぎとめ、それによって国有林経営発展のための「低廉にして能率の昇る善良なる」労働力を確保することを目的としたものであった。<sup>\*</sup>

\* ちなみに当時の貴島造林課長は山形県治水山林会総会の席上で、労働力の流出を慨嘆した後、つぎのように述べている。「要するに其土地に執着する種子となつてゐた不動産即ち土地を有しない処の農民が増加したことゝ農業が不安定なものになつて其経済が困しくなつたと云ふことが農業忌避者の輩出する重なる原因であらうと思ふ故に之れが対策として農民をして其郷土に安定せしむる為めには何か適當なる不動産を与えること、……而して一面には彼等に適當なる副業を授けて其経済を補ふの途を講ずることが最も必要であらうと思ふ。／＼森林の造成は即ち最も此目的に好適するものである……」

／公有林野官行造林の実施は斯くの如き森林を容易に市、町、村に得せしむる方法である、……又自分は農村に於ける支配階級であり、地主階級である諸君が官行林と同一の仕組で或は森林組合を作り又は個人として所有の土地を提供し、多数小作人の組合なり又は数人の個人と契約して収益分取の方法に依りて植林をされて其所有権の半ばを彼等に得せしめらるゝならば小作人等は将来自家財産の増大を楽しみに安んじて諸君の本業たる農業労働に安定することであらふと思ふ」

——「農業労働移動の趨勢と之れが対策としての林業」〔林曹会報〕一九二一年十一月）一二〇—一三頁。

小作人等の「安定」を必要としたのは、なにも農業の「地主階級」だけではなかった。

しかし、国有林経営のための「労力の供給が潤沢で円満に行なわれる」ことは、農業危機の深化の下、農民層分解の進展にもとづく部落共同体の解体化、商品経済の浸透にともなう各種副業機会の増大、出稼ぎの増大等の情況下にあっては、もはや容易なことではなかった。そこで、例えば国有林造林事業への出役の割当て方についても、従来のようないわば各戸平等割りを「原則」とするのではなく、国有林野産物の分配をより多く受けた者、国有林野への依存度のより大きい者に、出役もより多く負担させるといふ対策も一部で採られはじめていた。こうした対策は、国有林経営がその労働力の需給事情、わけても造林事業の季節的最繁忙期の需給事情の逼迫に対応して、人夫出役階層の中農層以上への拡大をねらったものとみてよいが、しかし、こうした方向は農民層の分解、その賃労働者化を一層促進させるだけでなく、結局のところその労働力の調達方式、組合の基本的な組織原則を崩壊に導く他ないものであった。

\* 例えは、寒河江管内の立木部落（西村山郡西五百川村）では、「木地業の如き、養蚕業の如き、又草履表製作の如き有利なる各種産業の勃興と共に郡内殊に山間部に於ては労力が益々不足を来し、国有林事業の如き比較的賃金の低廉なる事業にありては出役を好まず、山林組合があつても組合規約の如きは常に破れ勝ちな状態である……下級労働者の内には国有林と部落の関係とか部落の将来とか云ふことに付ては余り了解して居ない結果と、一方部落間に於て出役人夫の割当等

出役の種目	出役歩合	総人夫数												
炭者	1人につき 10人	300												
借地人	1人につき 0.3~15.65人 <sup>(1)</sup>	100												
桑葉払下者	同上 <sup>(2)</sup>	100												
一般副産物払下者	1戸につき <sup>(3)</sup> <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>1</td><td>等</td><td>3人</td></tr> <tr><td>2</td><td>等</td><td>2人</td></tr> <tr><td>3</td><td>等</td><td>1.5人</td></tr> <tr><td>4</td><td>等</td><td>1人</td></tr> </table>	1	等	3人	2	等	2人	3	等	1.5人	4	等	1人	108
1	等	3人												
2	等	2人												
3	等	1.5人												
4	等	1人												
薪材払下者	1人につき 1人	43												
馬持割	馬1頭につき 2人 <sup>(4)</sup>	34												
区民平等割	1戸につき 4.5人 <sup>(5)</sup>	315												
計		1,000 <sup>(6)</sup>												

(1) 『林曹会報』(1924年8月)より。

(2) 備考

(1) 借地面積ノ大小ニヨリ等級ヲ付ス

(2) 払下貫数ノ多少ニヨリ等級ヲ付ス

(3) 自家用又ハ売用ノ量ニヨリ等級ヲ付ス

(4) 生草払下人(採草限定地)

(5) 部落民一同国有林ニ対スル義務トシテ出役

(6) 但し之は一ヶ年千人の人夫を要するものとしての割合である(本年は實際約八百人を要する見込である)

が公平でない結果」、「労働観念の進んで来ると共に林区署の各種事業に要する労働者の供給に」困難をきたしたとして、表のような「出役歩合」を定めさせている。

この時期の出役人夫「確保」の困難は、他の国有林地帯でも大きな問題であった。例えば、さきの「大出愛林団」(長野)でも、二六年の「臨時総会決議」では、「第壹条出役人夫ノ割当及人夫賞与ノ割当ニ関スル件ノ第一項……割当ヲ受ケタルモノハ万障ヲ差繰リ誠意ヲ以テ出役スルコトノ第二項人夫賞与ノ割当ハ人夫賞与予算総額ノ七分ヲ出役日数ニ配分シ三分ハ団体長及担当ノ成績ヲ考查シ適当ニ配分スルコトノ第三項特売山ノ配分ニ関スル件特売山ノ配分ハソノ前年度

銭を提供しても出役を免れたいと云ふ者も出るから之等に対しては組合長が常に注意し又各自も亦かゝることのない様に互に相成めて居る」のである。——「立木部落に於ける官役人夫の出役に就て」(『林曹会報』一九二四年八月)三〇〜三二頁。

国有林における労働組織の形成と展開(三)(奥地)

ニ於ケル前条第二項ノ成績ニ依リテ配分スルコト」として、さきの立木部落とは逆に、出役日数の多い者に特売山も賞与も多く配分することに決めたが、しかし二九年一月の改訂規約では「第一三条営林署ヨリ特売ヲ受ケタル物件ハ団員間ニ於テ平等ニ之レヲ配分スルモノトス」と変更し、産物利用と人夫出役の間の関係は山村経済の激動の中で右に左に揺れ動いている。——「大出愛林団」の一連の規約については、拙稿『国有林地帯における森林組合の発展条件に関する研究』(林野庁・一九七四年)の巻末附録を参照。

以上にみられる国有林経営の労働力調達方式の新たな変容は結局のところ、激しい経済的窮乏の中で解体し、各種の副業に拡散し、出稼ぎ、さらには離村の「危機」にひんしている部落の中・下層農民層、わけても小作・貧農層、あるいは「細民」、「下級労働者」に対して、国有林野産物の利用をはじめ各種の「授業」を「優先的」に分配し、それによって彼らを地元部落に繋ぎとめ、かくして彼らの労働力を最底辺の就業機会である国有林の義務人夫に再編・組織しようとするものであり、その地主的労働力政策の補強策に他ならなかった。

新しい組合は以上のような諸側面をもちつつ、その組織範囲を広域化し、「小戸数の散在して一部落を為す土地に在りては……少くとも同一大字以上を以て一纏めと為し従来の組合は其の一小区域と為一」と共に、役員の権限を強化して統制を強化し、組合の統制に「違背」する者には敲罰主義で臨むこととしたが、ともあれ昭和恐慌期に向けて部落農民層の激しい分解と半封建的部落秩序の解体化の中で、上からの「自力更生」策や「社会政策」、あるいは統制強化を受けつつ新たな変貌をとげていったのである。

(1) 山林局長岡本英太郎「農村振興ト林業」(『山林公報』一九一六年・第十一号)九四七頁。

(2) 『国有林野解放運動と国有林野の地元対策』(林野庁・一九六六年)三〇頁。なお、「東北振興問題」など当時の情況については、さしあたり同報告書を参照。

(3) 岡村明達「山林政策の展開と入会地整理過程」(古島敏雄編『日本林野制度の研究』第一章)八四〜八五頁を参照。

- (4) 『共用林野制度の沿革』(林野庁調査課・一九五七年)二〇頁による。
- (5) 『共用林野制度実態調査Ⅱ』(林野庁・一九五八年)一〇頁。
- (6) 「大正十一年三月二日造林主任會議に於ける岡田秋田大林区署長訓示要領」(『林曹會報』一九二二年四月)八頁。
- (7) 「時局の推移が森林労働者に及ぼしたる影響並該労働者使役法に就て」(熊本大林区署『研修』一九一七年・第八号)二一頁。
- (8) 「大正九年六月十四日小林区署會議ニ於ケル鈴木大林区署長訓示」(『研修』一九二〇年七月・第二九号)一頁。
- (9) 「造林主任打合會に於ける鈴木大林区署長の訓示」(『研修』一九二二年三月・第三五号)一頁。
- (10) 栗原百寿『現代日本農業論——日本農業の構造的變化——上』(青木書店)一二～二二頁。
- (11) 「岡田大林区署長講演要旨」(『林曹會報』一九二四年十一月)より。
- (12) 「於秋田大林区管内森林労働組合長表彰式・岡田秋田大林区署長説示——大正十年五月十七日秋田記念會館に於て——」(『林曹會報』一九二一年五月)より。
- (13) 前掲『林曹會報』(一九二二年四月)八～九頁。
- (14) 注(12)に同じ。
- (15) 『山林彙報』一九二一年六月、十一月、二二年十一月の各号より。
- (16) 『山林彙報』(一九二二年七月)九六～九七頁。
- (17) 右同(一九二四年二月)一五二頁。
- (18) 右同(一九二二年十一月)一四七～一四九頁。
- (19) 注(5)に同じ(五二頁)。
- (20) 菊間滿「国有林經營における造林労働組織と委託林制度——秋田營林局角館營林署管内における委託林制度を対象にして——」(『北海道大学農学部演習林研究報告』第三十三卷第二号・一九七六年)三九四～三九五頁。
- (21) 秋山智英『国有林經營史論』(一九六〇年)一七九頁。
- (22) 「研伐並苗圃定夫召集席上・岡田大林区署長訓示」(『林曹會報』一九二三年三月・第七七号)五～六頁。

- (23) 「造林人夫募集に就て」〔林曹会報〕一九二四年六月・第九〇号）八九頁。
- (24) 前掲・菊間論文三五八、三六一頁。
- (25) 前掲「造林人夫募集に就て」九〇、八九頁。
- (26) 「舟形小林区署愛林組合改造協議会に付て」〔林曹会報〕一九二二年六月）三三頁。
- (27) 同前、三五頁。
- (28) 塩澤君夫・後藤靖編『日本経済史』（一九七七年）三九八～四〇二頁参照。
- (29) 「山間農村振興と官行造林」〔林曹会報〕一九二三年四月）九～一〇頁。